

定例監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査の結果（平成31年1月29日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第12項の規定により公表する。

平成31年3月15日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	斎	藤	武	弘
同	斉	藤	栄	治

文 第 155 号
平成31年 2月28日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

定例監査結果についての措置状況（通知）

平成31年1月29日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
文化振興課	指摘事項 1 清風荘の施設の管理において、消防法施行規則に定められた消防訓練を実施していなかった。	1 消防法施行規則を遵守し、年2回の消防訓練を実施します。なお、平成30年度は2回実施しております。